

令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

(厚生労働省6(Ⅰ－8－1))

施策目標名(政策体系上の位置付け)	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、適正使用を推進し、安全性の向上を図ること (施策目標：Ⅰ－8－1) 基本目標Ⅰ：安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標8：安全な血液製剤を安定的に供給すること		担当 部局名	医薬局	作成責任者名	血液対策課長 岩崎 容子 総務課医薬品副作用被害対策室長 谷 俊輔
施策の概要	【血液事業の推進】 - 我が国の血液事業は、昭和39年の閣議決定等において、すべての血液製剤を国内献血により確保するとされた。また、我が国は、過去において、血液凝固因子製剤によるHIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染問題という、深甚な苦難を経験しており、これを教訓として、今後、重大な健康被害が生じないよう、血液製剤の安全性を向上するための施策が進められてきた。これらの経緯等を踏まえ、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(昭和31年法律第160号。以下「血液法」という。)により、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保、国内自給の確保、献血の推進、適正使用の推進について、施策・計画を策定し、実施している。 - なお、血液製剤の安定供給確保については、毎年度、国が「献血の推進に関する計画」(以下「献血推進計画」という。)及び「血液製剤の安定供給に関する計画」(以下「需給計画」という。)を策定し、献血により確保すべき血液や原料血漿の確保目標量を定めている。一方、実際の確保量については、国民の善意に基づく貴重な献血血液を可能な限り無駄に廃棄しないよう確保する必要があるため、医療機関における日々の血液製剤の需要に応じて必要量を確保している。 ・ 少子高齢化が進む中、血液の安定した供給体制を確保するため、平成26年に日本赤十字社が実施した血液需給将来推計シミュレーションの結果等を踏まえ、平成27年度から令和2年度までの6年間を目標期間とする中期目標「献血推進2020」を策定し、①若年層(10代から30代)の献血者数の増加、②安定的な集団献血の確保、③複数回献血の増加、④献血の周知度の上昇を目標に掲げ、献血推進の取組みを強化してきたところ。中期目標に掲げた項目のうち「献血の周知度の上昇」以外の数値目標は未達成となったが、①については、令和元年度の若年層の献血者数は前年度を上回るとともに、総献血者数も約10年ぶりに増加傾向に転じた。 ・ 令和3年2月に、令和3年度から令和7年度までの5カ年を対象とする新たな中期目標「献血推進2025」を策定した。①若年層の献血者数の増加②安定的な献血の確保③複数回献血の推進④献血Webサービスの利用の推進の4つの項目について数値目標を設定し、献血推進の取組を強化していくこととしている。 ・ 新型コロナウイルス感染症の発生を受け、感染拡大を防止する観点から、各種イベントの中止、企業等におけるテレワーク・時差出勤の実施等の影響を受け、企業等で実施予定の献血が中止になるなど、短期的・局所的に献血血液の確保に影響が生じた。これまで血液製剤の安定供給に支障は生じていないものの、献血は医療体制の維持に不可欠なものであることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日(令和2年4月7日、令和3年1月7日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定)の別添「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」の医療関係者には「献血を実施する採血業」が含まれていることを地方自治体に周知した。また、令和3年度の献血推進計画から、新興・再興感染症のまん延下の状況であっても医療需要に応じた血液製剤の安定供給を図る取組を支援することを記載した。 【HIV訴訟を踏まえた恒久対策の実施】 - HIV訴訟和解確認書(平成8年3月29日)に基づき、血液製剤投与によりHIVに感染した者やエイズ発症者に対して、健康管理費用の支給(調査研究事業(※1))や健康管理手当の支給(健康管理支援事業(※2))を実施している。 ※1 エイズ発症前のHIV感染者(血液製剤の投与により感染した者)に対し、発症予防に役立てるための調査研究を実施。症状に応じ月額37,800円又は53,800円を支給。 ※2 エイズ発症者(血液製剤の投与により感染した者であり和解が成立した方)に対し、健康管理に係る費用負担軽減等のため、月額15万円を支給。					
施策を取り巻く現状	【血液事業の推進】 血液製剤の原料となる血液は献血によって安定的に確保する必要があるが、献血者数は、特に10代～30代の若い世代で献血に触れる機会の減少もあり、近年減少傾向にある。また、少子高齢化による人口構造の変化により、献血可能人口が2020年約8,357万人から15年後の2035年には約7,198万人と約1,159万人(約13.9%)の減少が見込まれることから、若年層を含む国民全体への普及啓発活動の強化が必須となっている。 令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023」に、「献血への理解を深める」として、「小中学校現場での献血推進活動を含む」と記載されたことから、献血可能年齢前からの普及啓発を進めることとしている。 【HIV訴訟を踏まえた恒久対策の実施】 和解が成立して今年で27年が経つ。HIV感染者やエイズ患者の高齢化が進んでおり、医療面だけでなく福祉・生活面でも新たな困難が生じるケースが増加している。医療、介護、障害福祉サービスなど関連施策を適切に組み合わせて、包括的に支援していく必要がある。					
施策実現のための課題	1	- 医療需要に応じて、日々計画的に採血を行い、過不足なく安定的に供給に必要な血液量を確保する必要がある。 - 一方で、10代から30代の献血者数はこの10年で約32%減少しており、全献血者に占める若い世代の割合は減少している(※3)。 (※3) 延べ献血者数に占める割合(年代別の割合は端数処理しているため、合計が必ずしも100%にはならない)。 平成25年度(延べ献血者数 約516万人)：10代(5.9%)、20代(18.3%)、30代(21.7%)、40代(28.1%)、50代・60代(26.0%) 令和 5年度(延べ献血者数 約501万人)：10代(4.2%)、20代(13.5%)、30代(14.6%)、40代(23.0%)、50代・60代(44.7%) - 国内自給により血液製剤の安定供給を確保するためには、その原料である血液を献血によって安定的に確保する必要があるが、少子高齢化によって今後献血可能人口(※4)の減少が見込まれることから、引き続き、国民一人一人に献血への理解と協力を求める必要がある。特に、近年減少が顕著な10代～30代の若年層への普及啓発活動を強化していく必要がある。 (※4) 全血献血については69歳まで可能だが、65歳以上の方の献血は、献血いただく方の健康を考慮し、60～64歳の間に献血経験のある方に限る。				
	2	平成8年3月のHIV訴訟和解確認書において、エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業(健康管理費用の支給)及び血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業(健康管理手当の支給)を継続、または実施することとされており、これらの金銭給付を遅延なく実施する必要がある。				
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由		
	目標1	・ 献血推進計画及び需給計画に基づき、献血による血液222万ℓ、原料血漿123.0万ℓを確保して血液製剤を安定供給できるように、効果的な広報手段を検討し、確実に実施する。			・ 毎年度「献血推進計画」により、献血確保目標量の設定、目標量確保のために必要な措置を策定している。 ※令和6年度の献血の推進に関する計画(令和6年厚生労働省告示第46号)	
	(課題1)	・ 血液製剤の安全性の向上及び安定供給を確保する。			・ 毎年度「需給計画」により、血液製剤の需要・供給の見込み、原料血漿の確保目標量の設定、原料血漿の有効利用に関する重要事項を策定している。 ※令和6年度の血液製剤の安定供給に関する計画(令和6年厚生労働省告示第137号)	
	目標2	-			HIV訴訟の和解確認書に基づいて被害患者に金銭を給付する事業であり、達成目標の策定には馴染まない。	
	(課題2)					

達成目標1について														
測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
		基準年度	目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度						
①	安定供給に必要な血液量の確保状況(アウトカム)	—	—	222万ℓ	令和6年度	221万ℓ	222万ℓ	226万ℓ	220万ℓ	222万ℓ	毎年度、「献血推進計画」において、当該年度に献血により確保すべき血液の目標量を定めているため、当該数値を目標値として設定した。	献血により確保すべき血液の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応じて、増減するものである。 (参考)平成29年度実績:187万ℓ、平成30年度実績:200万ℓ、令和元年度実績:215万ℓ		
						224万ℓ	225万ℓ	223万ℓ	224万ℓ					
②	安定供給に必要な原料血漿の量の確保状況(アウトカム)	—	—	123.0万ℓ	令和6年度	120万ℓ	122.3万ℓ	125.3万ℓ	120.0万ℓ	123.0万ℓ	毎年度、「需給計画」において、血液製剤の安定供給を確保することを目的とし、当該年度に献血により確保されるべき原料血漿の目標量を定めているため、当該数値を目標値として設定した。	献血により確保すべき原料血漿の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応じて、増減するものである。 (参考)平成29年度実績:92.0万ℓ、平成30年度実績99.3万ℓ、令和元年度実績:114.4万ℓ		
						125.2万ℓ	124.8万ℓ	125.8万ℓ	120.0万ℓ					
3	献血推進活動に協力いただける企業・団体数(アウトカム)	60,854社	令和2年度	70,000社	令和7年度	60,000社	62,000社	64,326社	66,130社	67,970社	企業等への働きかけを強化し集団献血を行うことにより、安定的な献血者の確保が図られることから、測定指標として選定した。	令和3年度から令和7年度を対象期間とする中期計画である「献血推進2025」において、令和7年度の目標値を設定しており、令和5年度実績値との差分を均等割りしたものを令和6年度の目標値として設定している。		
						60,854社	62,435社	64,195社	65,939社					
4	献血Web会員サービスの登録者数(アウトプット)	2,468,899人	令和2年度	500万人	令和7年度	—	270万人	346.7万人	391.8万人	438.0万人	献血推進の取り組みにおいて、献血者の利便性を向上させる取り組みについては、今後の継続的な献血に繋がることが期待される他、献血の取り組みに関する周知度を計るものとして、測定指標として選定した。	令和3年度から令和7年度を対象期間とする中期計画である「献血推進2025」において、令和7年度の目標値を設定しており、令和5年度実績値との差分を均等割りしたものを令和6年度の目標値として設定している。		
						2,468,899人	2,955,408人	3,377,319人	3,759,780人					
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由			
5	若年層の献血率の割合					10代:4.2% 20代:5.5% 30代:5.6%	10代:4.5% 20代:5.5% 30代:5.5%	10代:4.8% 20代:5.5% 30代:5.4%	10代:4.7% 20代:5.3% 30代:5.3%		少子高齢化が進む中、将来の献血基盤の確保という観点から、10代(※)～30代の若年層の献血率を増加させる必要があることから、参考指標として選定した。 ※ 10代とは献血可能年齢である16～19歳を指す。			
6	複数回献血者数					1,024,863人	1,049,530人	1,051,670人	1,054,111人		20代・30代については、18歳、19歳をピークに30代半ばにかけて減少する傾向が見られるため、一度献血を経験された方が、継続して繰り返し献血に協力いただくことが求められることから、参考指標として選定した。			
7	出前講座回数及び参加人数					1,063回 107,630人	1,341回 132,889人	1,682回 167,390人	2,378回 204,989人		将来の献血を支える若年層の献血への理解を深めるため、学校教育の一環として、献血についての正しい知識の普及啓発を計る必要があることから、参考指標として選定した。			
達成手段1 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等							令和6年度行政事業レビュー事業番号	
		予算額	予算額											
(1)	血液安全・安定供給等推進事業(平成25年度)	147百万円	146百万円	166百万円	1.2	感染症の発生等を踏まえた血液製剤の安全体制の強化、献血に対する意識の向上や献血者が安心して献血できる環境の整備、血漿分画製剤の国内自給体制の整備、医療機関における血液製剤の使用実態の把握と適正使用に向けた体制整備を行う。 毎年度、献血により確保すべき血液の目標量の90%以上を確保							002249	
		125百万円	102百万円											

達成目標2について															
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
						年度ごとの実績値									
		基準年度	目標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度							
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	HIV訴訟の和解確認書に基づいて被害患者に金銭を給付する事業であり、達成目標の策定には馴染まない。				
						—	—	—	—	—					
(参考指標)						令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	選定理由				
8	エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業対象者数(アウトプット)					486人	481人	471人	461人	461人	HIV訴訟の和解確認書に基づいて被害患者に金銭を給付する事業であるため、対象者数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。 (参考) 指標8:エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業対象者数 平成29年度実績:509人、平成30年度実績:496人、令和元年度実績:491人 指標9:血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業対象者数 平成29年度実績:119人、平成30年度実績:120人、令和元年度実績:119人				
9	血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業対象者数(アウトプット)					120人	120人	120人	120人	120人					

達成手段2 (開始年度)		令和4年度	令和5年度	令和6年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	令和6年度行政事業レビュー事業番号		
		予算額	予算額						
		執行額	執行額						
(2)	エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究等事業 (平成5年度)	503百万円	493百万円	498百万円	8.9	①血液製剤によりHIVに感染し、エイズ未発症の者に対し、健康管理費用としてCD4(T4)リンパ球が1マイクロリットル当たり200以下の方に月額53,800円、それ以外の方に37,800円を支給。 ②裁判上の和解が成立した者であって、エイズを発症している者に対し、「発症者健康管理手当」として月額150,000円を支給。 ※HIV訴訟の和解確認書に基づいて被害者に金銭を給付する事業であるため、成果目標及び成果実績の策定には馴染まない。	002151		
		503百万円	493百万円						
施策の予算額(千円)		令和4年度		令和5年度		令和6年度		政策評価実施予定 時期	令和4年度
		628,111		638,733		664,000			
施策の執行額(千円)		627,205		595,000					
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称				年月日		関係部分(概要・記載箇所)	
		—				—		—	